

瀬戸市総合教育会議について

資料 1

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 (総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4～9 省略

総合教育会議について

【開始】平成27年度～
※定例教育委員会後に開催。(各年度1～3回程度開催。)

【内容】別紙のとおり



【令和5年度の議題】
瀬戸市教育大綱の改定

【開催日】

第1回 9月14日(木)
(案)教育大綱改定の内容についての意見交換

第2回 1月11日(木)
(案)教育大綱の改定内容の確認・承認